

平成19年度瀬戸市環境審議会議事録	
日時	平成20年3月12日(水) 午後2時~4時
場所	市役所 2階 201会議室
出席者	審議会委員 委員11名 (欠席:石川委員、神谷委員)
	事務局 井上部長、長江課長、加藤武課長補佐、高木専門員、加藤守主査
次第	内 容
司会	<p>定刻になりましたので、平成19年度環境審議会を開催します。</p> <p>この審議会は、環境基本条例第25条で基本的事項及び重要事項、計画の策定及び変更に対して市長が諮問するとされ、また、規則の第3条に会長。副会長は委員の互選によるとされています。正副会長が決まるまで事務局で進行させていただきます。この審議会は公開を原則として進めたいと思います。</p> <p>「委員了解」</p> <p>委嘱状伝達 市長より委員各々に委嘱状を伝達する。</p> <p>市側のあいさつで市長よりあいさつ</p> <p>「一言挨拶を申し上げます。</p> <p>ただいま、これから2年間の瀬戸市環境審議会委員さんの委嘱を申し上げます。各委員の皆様、改めまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>また、日頃は本市の環境行政にご協力・ご指導していただいていますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。</p> <p>今回の本審議会は、瀬戸市環境基本計画の見直しについて、お願いするものであります。平成12年3月に策定され、市の施策を環境の面から横断的にとらえた総合的な計画でございます。市の環境に対する取り組みや、より住みよい快適な環境づくりの実現にあたって行政・事業者・市民がそれぞれの環境に対して配慮すべき基本的な方向や考え方のガイドラインを環境配慮指針として示しております。</p> <p>しかしながら、計画策定から約7年経過し、この間にも京都議定書が発効されるなど社会情勢も大きく変化しています。</p> <p>21世紀は環境の世紀といわれています。地球規模で、今、私たちは温暖化を抑止していかなければならない中、環境と共生していくことが改めて求められている時代だと認識しております。こうした中、現時点に立ち将来を見通し、環境行政についてのご意見を賜ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして挨拶とさせていただきます。」</p> <p>審議会委員の自己紹介 市民生活部長による職員紹介</p> <p>会長・副会長の指名 「事務局一任の声あり」 事務局より会長に千頭 聡委員、副会長に西村尚之委員が指名され承認される。 「一言挨拶を申し上げます。私以外の委員の皆さんは瀬戸でお住まいであったり、瀬戸で活動されたりしていらっしゃる。よそ者の私が司会役ということで、瀬戸の状況は皆さんが一番ご存知かと思ひます。私は皆様方のご意見をまとめ、外側から見た立場で会長という職を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。」</p>
市長	
会長挨拶	
司会	<p>ありがとうございます。続きまして審議会への諮問に移らせていただきます。</p> <p>諮問 「瀬戸市環境審議会会長 千頭 聡様 瀬戸市長 増岡錦也 瀬戸市環境基本計画の見直しについて(諮問)</p> <p>本市では、平成12年3月に瀬戸市環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的、計画的な推進に努めてきました。しかし、策定から7年が経過し、社会・経済情勢も大きく変化していることを踏まえ、「環境創造都市」を実現するためには、計画の基本的施策の中で、その先導的役割を果たす「リーディングプロジェクト」の見直しを行い、市民・事業者・行政などあらゆる主体がそれぞれの役割と責任を果たし、協働していく仕組みづくりを体系的に整備するとともに内容の充実と実行可能性を高める必要があります。そこで、瀬戸市環境基本条例第25条第3項の規定により、瀬戸市環境基本計画の見直しにあ</p>
市長	

<p>会長</p> <p>(環境基本計画)事務局</p>	<p>たり、貴審議会の意見を求めます。 「市長退席」</p> <p>「西川委員都合により退席」</p> <p>それでは、議事を進めてまいりたいと思いますが、本日の議題は環境基本計画について瀬戸市長から諮問を受けました見直しについてですが、環境審議会にかける意義について説明していただきます。</p> <p>「資料確認」 基本条例25条で、審議会は市長の諮問に応じて、基本的事項、重要事項及び計画の変更に関する調査審議するとされています。 今回、一部変更ということで、審議会の意見をいただくものです。 規則で、会長・副会長は委員の互選で選出する。委員の任期は2年としています。 環境基本計画について説明させていただきます。 まず、本市の環境基本計画は平成12年3月に策定されましたが、平成9年から11年にかけて基本計画を作るために審議会を立ち上げ審議していただきました。環境基本条例は策定された後、平成13年4月に施行されました。条例に基づく計画ではありません。 「基本計画の概要について説明」 瀬戸市環境基本計画については4編の構成になっています。7ページに基本計画の構成が記載されています。第1編で基本的な内容、計画の目的、趣旨、位置付け、視点、目指すべき環境像など基本的事項としてまとめられております。 第2編として環境の施策の展開として環境の目指す方向に従って基本的な施策を整理します。具体的な数値目標とか目標を達成するためにどういった施策を行えばいいかと示しています。第3編は、先導的役割を果たす施策として率先的に取り組むべき問題をまとめたものがリーディングプロジェクトです。第4編の環境配慮指針は目標の達成、施策を実施する上で市民・事業者・行政が具体的に何をすればよいかというガイドラインが書いてあります。3ページに計画の趣旨、位置付けが書いてあります。総合計画の下に他の計画を支える形となっております。4～5ページでは計画の視点として・良好な環境を将来の世代へ引き継ぐ・環境への負荷の少ない環境型のまちを目指す・瀬戸の特性を尊重し、共生する・広域的・地球的規模で考えると4つの視点で基本計画は策定しております。計画の目標は2010年を目標として2005年に中間の目標として当面の施策を示しています。今回計画の見直しを行っていますが、環境問題、社会・経済状況の変化に応じて、適宜見直しを行います。 具体的な中身は第2章の環境施策の展開で34～35ページは環境施策の体系を示したもので、4つのカテゴリーに分かれていて、広域・地球環境、自然環境、生活環境、都市・快適環境でそのすべてを支えるという意味で市民・事業者パートナーシップの形成となっています。この体系では目指すべき環境像に基づき施策の基本方針と基本的施策としてまとめられています。たとえば地球環境に負荷を与えないまちとして、基本方針では省エネルギー対策、緑化などによる地球温暖化の防止など基本的方針に基づきまして地球温暖化の防止、オゾン層の保護など基本的施策を取りまとめています。豊かな自然と人が調和したまちとして自然に関する調査の推進、すぐれた自然・景観の保全、地球に固有の多様な生物やその生息・生育環境の保全など基本的方針により具体的施策としてすぐれた自然・自然景観の保全、生物多様性の確保・生態系の保全などをまとめております。38～39ページにはより詳細に記載しています。第2編は11の項目に基本的方針、施策がまとめてあります。 40ページ、41ページにはゴミを出さないまちとして具体的な数値目標が掲げてあります。2005年時点で1人1日当たりゴミの排出量が約800g以下になることをも目指します。2010年のリサイクル率を19%以上になることを目指します。具体的に数値で目標が立てられるものについては指標として数値目標が掲げていまして、実現に向けて41ページに施策を示しています。 これらの中で、優先的に取り組むべきプロジェクト、具体的な事業をまとめたものが、第3編のリーディングプロジェクトで4つの大きいプロジェクトの中に具体的な個別のプロジェクトを掲げています。4つのプロジェクトの中に16の事業があり、良好な自然環境を守るという中に生物保護地区の設定、寺社林・名木・ため池・湿地の保全などが掲げてあり、57ページにリーディングプロジェクトの位置付けが書いてあります。目指すべき環境像の実現に向けての基本的施策の中で、その先導的役割を果たす施策をリーディングプロジェク</p>
------------------------------	---

トとして定め、その推進を図っていきます。したがってリーディングプロジェクトは、目指すべき環境象実現に向けて起点となる事業であり、環境象実現のためには、これらの事業のほかさまざまな取組が必要だとまとめられております。58ページ以降はどのような事業をどのように進めていくのかが書いてあります。例えば、生物保護地区では、貴重な種の指定など各種法規制の運用のほか、新たな枠組みを設けることにより、本市の貴重な自然環境を守るための制度の整備を行います。そのためにはまず、市域での希少な動植物の調査を進め、具体的な地区や種の選定を行います。さらに市域におけるそれぞれの地域の特性を踏まえた、多様な野生生物の保全に向けた本市独自の新たな枠組みも設定し、地域に固有の多様な生物やその生息・生育空間などの良好な自然環境を保護・保全します。具体的に22年まで条件整理、計画実行と進め方の提示もさせていただいております。第4編は基本計画の中でもボリュームの多いところで、環境配慮指針の必要性、役割と位置付けが書かれており、環境象の実現や環境目標の達成のためには、本計画に掲げられた環境施策を総合的・計画的に推進するなど、市は率先して努力していくことはもとより、市民、事業者の環境保全に向けた自主的な配慮と行動への積極的な参画が必要不可欠になっていきますとされています。そのために、環境配慮指針は環境に対して配慮すべき基本的な方向や考え方のめやすをガイドラインとして示したものです。80ページには本指針は法令に基づいて事業や日常の活動を規制するものではなく、また、活動の是非について示したものではありません。これは、より地域の環境に適合し、活動や方向を検討し、選択していくための指針として位置付けられます。次にそれぞれの主体別の配慮指針が掲げられています。次に地域別の環境配慮指針と開発事業に関する環境配慮指針を示しています。

以上で環境基本計画の説明をさせていただきました。

(環境基本計画見直し) 会長

この中では、加藤委員、柴田委員が現計画に携わっていました。特に、今の説明で質問はありませんか。実質的な議論は次の議題のところだと思います。

次の環境基本計画の見直しということですが、できましたら全体のスケジュールをお願いしたいと思います。

事務局

見直しについて説明させていただきます。見直しについては平成12年にスタートし、2005年愛地球博が開催した年が中間の目標年次でございまして、2010年までの計画でございました。博覧会が終わった時点で第5次瀬戸市総合計画を2006年3月に策定されまして、市の最上位の計画であり、基本計画もこれに合わせた形で見直しが必要ではないかと見直しを平成18年度に着手をしました。中身は後ほど話をさせていただきます。

会長から話のあった今後のスケジュールですが、見直しの内容について本日説明をさせていただきます。50ページにわたりますので委員には1ヵ月ぐらいの間にみていただきまして、欠席の委員には事務局から説明させていただきます。1ヵ月ぐらいの間にご意見、ご質問を頂けないかなと思っています。それを踏まえて内容をある程度改善、修正させていただきます。ゴールデンウィーク明けぐらいに見直し修正案を作りまして、6月中に次の審議会を開催し、そこでまとめの方向性を固めて、後ほど答申いただきたいと思います。

説明が足りない部分については事務局が説明に上がります。一般の方にも示してご意見をいただき、修正させていただきます。

それでは、資料でどういう視点で見直しを行ったのか、具体的な内容はどうかと概要を説明させていただきます。

見直しにあたってですが、愛・地球博と第5次総合計画が策定されたことを踏まえた上で見直すことになりました。平成18年に市民、事業者、庁内でのワーキンググループを設置しまして計画の見直し作業を実施しました。20名ほどの市民を公募しまして、環境に対して目指すべき環境象というものをワーキングの中でつくってまいりました。今回は事業者、庁内にもワーキンググループを設けました。現計画は事業者と接点を持っていなかった反省点を踏まえ、見直しにおいては、市内の事業者に声をかけ、前計画ではなかった視点で作業を進めさせていただきました。

今回の見直しが目指すものとして、1「基本的な考え方」現基本計画の考え方や構成はそのまま受け継ぎ、基本的施策の体系は大きく変化しないもので、市民参加で策定した方向性はそのまま活かします。しかし、7年経過して緊急的課題と具体的取り組みを整理検討しました。今回の見直しでは、重点的施策と具体的な事業について進め方や各主体の役割を明確にしてそれぞれの実効性を高めることとしました。

第4次総合計画のダイジェスト版の3・4ページで全体の構想、基本計画が書いてあり、瀬戸市の将来像は「自立し、助け合って、市民が力を発揮している社会」であり、総計の基本的理念を見直しにあたっては尊重しています。

4ページの計画における数値目標の達成状況ですが、先ほどの環境基本計画では具体的な数値目標が掲げてあります。その達成がどうなのかを示したものです。これは、中間目標時の達成度で、ほぼ達成した項目が23項目中10で、目標に近い(70%以上)が3、未達成、不明等という分け方になっています。例えば、未達成、二酸化炭素排出量は京都議定書の目標と同じで-6%(90年比)ということで、簡易的な数字をみても程遠いような数字も出ています。その他、大気汚染(光化学オキシダント)、騒音など環境基準が達成できないような状況にあります。不明については目標率把握のために調査が必要や法律整備によって制度が変わったものがあります。

続いて、基本計画のリーディングプロジェクトについては、5・6ページは現計画のそれぞれの状況を取りまとめたものでございます。例えば、生物保護地区の設定では、事業の概要は、貴重な自然の保護・保全を行い、進捗状況では、貴重な植物の分布を調査、データ整理を実施。動物は未着手。オオサンショウウオ保護連絡会を設置しています。生物保護を目的とした市独自の制度はありません。とそれぞれの事業を概要と進捗状況が記載してあります。瀬戸版エコショップ制度の創設は、各自治体に事例ヒアリングを行い、県も同様な制度があり費用対効果が重要と判断しました。消費者に対する働きかけの強さと市の役割が課題であり事業は実施していません。さらに、「再使用推進センター」の開設では、リサイクルについては平成15年にリサイクルセンター、リユースするためにエコプラザを平成17年に開設にすでに運営しています。また、環境マネジメントシステム確立のための取組として、ISO14001を平成13年2月に認証を取得しました。5年間更新して18年2月に認証登録を終了し、独自のシステム運用に切り替え、自己適合宣言に向けた準備を進めています。

7ページの見直しの視点として、中間年であるため基本的な構成は大きく変わりません。リーディングプロジェクトについては、事業化のプロセスを含めた事業内容や優先度をつけることを中心に次の視点において見直しを行いました。第5次総を踏まえた行政、事業者、市民の担うべき役割の明確化。環境問題の進展と変化への対応、愛・地球博の理念・成果の継承。具体的な計画の進行管理のあり方について見直しを行いました。見直しのポイントですが、重点的に取り組む施策の明確化と目標値の設定と取り組むべき施策はたくさんありますが、何に取り組むかを明確にお知らせして、目標を具体的に設定します。もう一つは計画の実効性の確保で事業計画で位置付けられた施策を着実に実行するため、市民と事業者の協働により事業の進行管理や課題への対応を検討するための体制を確保します。計画期間は現計画をそのまま活かす形で2010年とします。計画の位置付けは基本条例の中で「市の環境の保全及び創造に関する目標、施策、環境配慮指針を定める計画」と基本計画自体が位置付けられています。今回の見直しにより重点施策として、取り組みの重点項目や数値目標・指標を明らかにするとともに、目標達成に向けてどのように取り組むのか、具体的な事業や推進の体制を明確にいたしました。10ページには今回の見直しを重点的に進める施策分野で、8つの分野でまとめてあります。分野としましては、・地球温暖化対策の推進・資源循環型まちづくりの推進・自然環境の保護、保全と創出・環境に関する教育、学習の充実・パートナーシップの形成・環境情報の体系的な整備・「愛・地球博」の理念、成果の継承・事業者「市」の率先的な取り組みにまとめさせていただきました。11ページでは施策の整理をさせていただきます。例えば、地球温暖化対策の推進として 地球温暖化防止活動の普及・啓発 新エネルギーの導入、省エネルギーの推進 環境に配慮した交通の整備 環境にやさしい自動車の利用促進 市の環境マネジメントシステムの見直し、運用とそれぞれ8つの分野におきまして重点的な施策の整理をさせていただいております。そういった8つの重点分野における取組をリーディングプロジェクトとして10の具体的な事業にまとめました。現計画第3篇の見直しによって新たなリーディングプロジェクトとして位置付けられるものと考えています。前回の計画と違うところは、市民、事業者、行政が一体となった取組をなるようそれぞれの主体の役割と事業の進め方を明らかにしています。具体的な事業の進め方までかなり詳細に記載しています。1つ目として日常生活、事業活動における環境配慮で市民を対象とした環境家計簿を活用した普及・啓発活動、事業者を対象とした簡易認定制度による事業活動における環境配慮です。2番目は環境に配慮した交通の整備、家庭系、事業系のごみの削減、貴重な自然の保護・保全「せと環境塾(仮称)の創設、運営をはじめとした環境教育の充実 パートナーシップ型組織の創設とパートナーシップ事業の実施

	<p>アダプト制度の導入による市民広場づくり 環境情報の体系的な整備 博覧会継承事業(エコマネー事業等)への参加、協力 瀬戸市環境マネジメントシステムによる取組。以上10の事業が次にお示しするようなまとめ方で書いてあります。14ページはそれぞれの事業における概要とねらい、効果をまとめ、事業内容が考えられます。15ページは事業の進め方、具体的な数値目標が書かれています。具体的な目標として家庭分野でのCO2の排出量は166,397t / CO2で第5次総合計画の中で数値目標として掲げておりまして、反映したものです。エコエコ日誌の参加者数は延べ300世帯としています。16ページはそれぞれの主体と関係者の役割を明確にしています。</p> <p>すべての事業の説明をする時間はありませんので、ご質問等でお答えしたいと思います。</p> <p>最後に計画の進行管理ですが、計画を実現するためには、施策の目標の実施、達成など計画の進捗状況の点検による適切な進行管理が重要となります。このため、計画を推進する組織の体制と進行を管理する方法等について見直しました。計画の推進は、行政のみで進めるのではなく、事業者・市民等の各主体との連携・協働により推進を進めます。具体的には環境基本計画の推進、進行管理を行っていく場として、行政・事業者・市民・団体等により構成されるパートナーシップ型組織である会議を設置します。計画を進めていく上で個々の事業については、必要に応じて事業を企画・実施する団体を設置し、会議を活用して事業を運営・進行管理するとともに、第三者機関である審議会等からも助言を聞きながら進めます。</p> <p>進行管理はPDCAのサイクルにより適切な進行管理を図り、実効性、計画性を高め、事業者・市民の取組を含めた定期的な状況把握に努めます。これを市の環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを軸に、外部のパートナーシップ会議や審議会によるチェック機能を組み込んだ仕組みづくりを進めていく必要があると事務局は考えています。</p> <p>48ページ以降はそれぞれのワーキンググループの行ってきた会議が記載されています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま説明していただきました内容について審議するわけですが、市民ワーキングに参加いただいている委員に意見を聞きます。</p>
委員	<p>市民ワーキングは3月28日から始まり、大変熱心に議論いただきました。中にはエコツアーで市内を回ってみたり勉強しながらやってきた。市民主体のリーディングプロジェクトをどうしたらいいか。まずは、今までの評価などを議論してきました。議論している中で、これは自分たちがやるんだという機運が高まってきました。お聞きしたいことがあります。2007年の3月が会議の最終で市民が何かやろうと盛り上がっていましたが、環境審議会が1年間遅れて開催された理由をお聞きしたい。</p>
事務局	<p>環境審議会が遅れた理由として、いろいろと調整をしていしましたが、開催しようとしたときにいろいろな事業や、新たな問題が発生したりして、審議会が後回しになってしまった。遅れたことに対して事務局は反省するとともに、せっかく一生懸命検討された方々には申し訳なく思っています。</p>
会長	<p>審議会は公開ですが、今日の資料も公開ですか。</p>
事務局	<p>公開させていただきます。</p>
委員	<p>基本的なことを教えてほしいのですが、第1編、第2編は変わらず、第3編のリーディングプロジェクトを今回変更するということよろしいか。</p>
事務局	<p>第2編は広義の部分をとらえていますのでこのままにします。ただ、今回の見直しは2編の一部と3編の見直しをかけています。現計画の2編をなくすということはありません。</p>
委員	<p>今回、傍聴者がいますが、今日は場所が狭いから仕方がないが、なるべく多くの方に傍聴してほしい。傍聴された方は近所の人に話をしてほしい。市民が動かないと環境問題はなかなかよくなる。</p>
会長	<p>ありがとうございました。委員も周りの人にご意見をお聞きし、それを審議会に出してほしい。全体の位置付けと流れはよろしいでしょうか。</p>

委員	<p>地域向上を地元で説明しても理解してもらえない。我々は、防災、防犯、交通、環境問題を一生懸命行っているが市民への伝達がつきにくい。ゴミの分別なども相当時間をかけてやってきた。犬のふん害もみていると片付けるが、みていないとそのまま。モラルも向上させなければならない。</p>
会長	<p>非常に重要な課題で、具体的な事業は市民が動かなければならない。</p>
委員	<p>今、食問題が大きい。食料の自給率を上げる施策も瀬戸市としてやるべきでないか。瀬戸市の場合は70%以上が国有林、県有林や農地で、活かしようによっては自然が守られ、地球温暖化防止には取り組みやすい。</p>
委員	<p>計画の4ページで目標の達成状況は現時点でどうなのか。未達成の部分については今回の見直しで修正があるか。次のリーディングプロジェクトでの進捗状況で未達成の分とか実現していないものがあるようですが、見直しではどのように反映されるか。</p>
事務局	<p>数値目標は現状のものもある程度把握できているものもあるが、19年度末で数値が出るものもある。意見を訊く段階で最新の数値に塗り替えて提示したい。環境基準は未達成であるが、修正できないのでこのままの数値を使用する。リーディングプロジェクトはワーキンググループで提示させていただいている。この中で、やらなければならないもの、未達成のままでもいいものと優先度を決め、見直し後のリーディングプロジェクトをつくった。</p>
会長	<p>環境白書みたいなものは瀬戸市はつくっているか。</p>
事務局	<p>条例上、毎年、年次報告書をつくることになっているが、現在はできていませんので、委員の意見を聞くために資料を送るときには間に合わせたい。</p>
委員	<p>ゴミ問題で循環型社会推進会議ではプロジェクトチームをつくり、我々が子ども会などに説明をしている。説明が必要なら我々が伺います。</p>
委員	<p>紙の分別は以前は難しかったが、今は、雑紙は紙袋に入れて出すことができるようになった。</p>
委員	<p>子どもを巻き込んだ取り組みをしていかなければならない。各学校でも学習をしているが、実践までは行っていない。メダカの住める川、ドングリを山に植えるなど一部の学校があるが、全体として環境学習には着手しているが、子どもたちが考え、家庭を巻き込んだ実践活動を広げたいと意見を聞いて感じました。</p>
委員	<p>植物の保存は言葉では簡単ですが、実際は難しい。例えばここに貴重な植物があるというところすぐ無くなってしまふ。皆さんの意見を聞きながら方向性を出していきたいと感じました。</p>
会長	<p>今日は、説明していただいたが4月の終わりまでの我々の宿題ということで、コメントや意見を出していただきたい。細かい質問は個別に事務局に問い合わせいていただければ委員に提示していただきたい。これを受け、5月の連休明けに修正版をつくっていただいて、6月に審議会で審議するというスケジュールです。</p>
(その他) 委員	<p>その他として、審議会終了ということでお聞きしたい。議事録は公開するのか。</p>
事務局	<p>公開します。</p>
委員	<p>条例の25条に市長に意見を述べることでできるとなっているが、審議会としてある程度まとまった意見を年1回ぐらい出したいため、提案ですが、勉強会を開いてお互い情報を共有しあったらどうか。</p>

委員	<p>非常にいいことだと思いますが、やっていくことが重荷です。勉強させていただくということで仲間入りした。皆さんの話を聞いてよいと思ったら提案することができる。</p>
委員	<p>内容的に重いものだと思っています。しかし、少し掘り下げて勉強するという一つの考えだと思います。</p>
委員	<p>市民ワークでも同じような考えがありましたが、基本は勉強だと思います。専門家でも瀬戸は詳しくない。それぞれの得意分野、消費者のこととか、気がついたことを出していけばいいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>環境問題ではゴミ・空気・水など色々あるが我々は被害者でもあり、加害者でもある。この会議では得意分野の家庭ごみの減量に向けて意見を出せばいいなと思っています。</p>
事務局	<p>審議会は以前のようにこれが終わればなしということではなくて、事務局からの報告事項だけでも開きたい。報告することによって、意見、提案が出てくるものと考えています。</p>
会長	<p>以前の審議会はつくれば終わりという期間限定型の審議会でしたが、今回は常置型の審議会で諮問事項がなくても第三者機関として審議するようにしたいと思います。 また、それぞれのパートナーシップ会議が動いていくことも大事と思います。中身は同じですが、審議会と役割を変えてご意見をいただきたい。議事録は1か月をめぐりに公開できるようにしてほしい。 その他、事務局は何かありませんか。</p>
事務局	<p>日程ですが、追加で資料の提供と意見、疑問点のお願いを事務局から出させていただく。議事録公開前のものを皆様方にチェックしていただきたい。新しい年度に入ったら次回の審議会の日程等の調整をしたいと思いますのでご協力をお願いしたい。  以上で第1回の審議회를終了いたします。どうもありがとうございました。</p>